

上院司法委員会開催、特許改革法案(S515)のマークアップは延期  
— 法案審議を巡る駆け引きが活発化 —

2009年3月19日  
JETRO NY 中楨、横田

本日午前、上院司法委員会(委員長 Leahy 議員(民、バーモント))は、「特許改革法案2009(S515)」及び司法省政治任用官任命に係る審議を予定し、会合(Executive Business Meeting)を開催した。

会合冒頭、Leahy委員長は、特許改革法案は、3期連続の提出となり、その間、十分な公聴会の開催と多数の会合により議論が尽くされており、また10日の公聴会においても特許改革が必要であるという幅広い総意(consensus)を得られており、合意に達する時期が来ていると述べたが、性急な審議に反対する書簡を先に提出している司法委ランキング委員のSpecter議員(共、ペンシルバニア)が、損害賠償算定条項への懸念、及び他の一部議員からも合意に向け更なる作業が必要であるとの書簡が提出されていることに言及し、同法案審議の延期を求めた(request to hold it over)。これを受け、Leahy委員長は、次回会合において法案を審議し、マークアップを行うと発言し、本日のマークアップは延期となった。本日午後公表された26日開催予定の同会合の議題には、同法案審議が改めて提示されている<sup>1</sup>。

上院司法委での同法案審議を巡っては、上述のとおり、Specter議員の書簡をはじめ、同委員会所属議員を含む上院議員の連名の書簡が提出され、更なる審議の必要性を訴える声が上がっていた。

### 1. Specter議員の書簡<sup>2</sup>

Specter議員は、3日、Leahy司法委員長宛に書簡を提出。同書簡によれば、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)において、損害賠償算定における、いわゆる製品全体の市場価値ルール(entire market value)に係る事件<sup>3</sup>の口頭審理が予定されているところ(5月後半)、委員会での審議はその機会を待って行うべきであり、また、米国特許商標庁(USPTO)の新長官が決まっていないのも問題であり、新USPTO長官からもヒアリングをすることが重要であると主張している。

<sup>1</sup> <http://judiciary.senate.gov/hearings/hearing.cfm?id=3745>

<sup>2</sup> [http://specter.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=NewsRoom.NewsReleases&ContentRecord\\_id=ce8f4c18-970e-54d1-84dd-1d25f0be2fcb&Region\\_id=&Issue\\_id=](http://specter.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=NewsRoom.NewsReleases&ContentRecord_id=ce8f4c18-970e-54d1-84dd-1d25f0be2fcb&Region_id=&Issue_id=)

<sup>3</sup> Lucent Technologies, Inc. v. Gateway, Inc.

## 2. 上院司法委所属の議員を含む上院議員連名の書簡<sup>4</sup>

上院司法委での同法案に対する公聴会<sup>5</sup>を翌日に控えた9日、司法委所属の議員を含む上院議員7名<sup>6</sup>は、Leahy司法委員長及びHatch議員宛に連名の書簡を提出。同書簡によれば、特許制度改革に対するLeahy司法委員長、Hatch議員の取組みは評価するものの、特許制度は雇用や技術革新に重要な機能を果たすものであり、性急な審議を望まないとし、さらに特許の質や滞貨問題にも触れ、法案審議には、新USPTO長官に対するヒアリングが有益であるとして、新長官が決まるまで審議を待つよう促している。なお、書簡の最後は、書簡提出者は、(法改正に反対しているわけではなく)重要立法を正しいものとし、かつ向上させる機会を得るために、単にもう少し時間をかけて連携して議論すべきことを求めているだけである(simply request a bit more time and collaboration)、と締め括られている。

## 3. 下院司法委所属の議員連名の書簡<sup>7</sup>

他方、下院においても、司法委に所属する5名の共和党下院議員<sup>8</sup>が11日、Conyers下院司法委員長(民、ミシガン)宛に連名の書簡を提出。同書簡によれば、前議会における特許改革法案の審議における委員長の尽力を評価するものの、僅差の下院通過<sup>9</sup>、つまり、それだけ反対が多い背景には、委員会での包括的な法案審査(comprehensive vetting)が足りなかったためであり、各条項が与える産業界毎の影響を理解することが課題であるとしている。そして、今議会でも引き続き抜本的な特許法改正を検討するのであれば、全ての重要な産業界からのヒアリング機会を得るために数次の公聴会開催を求めるとしている。なお、本書簡を提出した5名は全て、前110議会における特許改革法案の審議において、反対の票を投じた議員である。

また、前110議会において、閉会も近い昨年9月に独自の特許改革法案を上院に提出したKyl上院議員(共、アリゾナ)が、17日、再び独自の特許改革法案(S610)を今議会に上程するなど<sup>10</sup>、議会では法案審議を巡って様々な思惑を秘めた駆け引きが活発化している。

(了)

<sup>4</sup> [http://www.aipla.org/Content/ContentGroups/Legislative\\_Action/111th\\_Congress1/Testimony7/FINALPatentLetter-111th.pdf](http://www.aipla.org/Content/ContentGroups/Legislative_Action/111th_Congress1/Testimony7/FINALPatentLetter-111th.pdf)

<sup>5</sup> 090310【米国 IP 情報】上院司法委「特許改革法案 2009」に関する公聴会を開催 参照

<sup>6</sup> 書簡提出者は、司法委所属の Coburn 議員(共、オクラホマ)、Kyl 議員(共、アリゾナ)、Gssley 議員(共、アイオワ)、Feingold 議員(民、ウィスコンシン)、Wyden 議員(民、オレゴン)に、Brownback 議員(共、カンザス)、Bond 議員(共、ミズーリ)を加えた7名。

<sup>7</sup> [http://www.aipla.org/Content/ContentGroups/Legislative\\_Action/111th\\_Congress1/Testimony7/PatentReformFinalConyersSmithLetter.pdf](http://www.aipla.org/Content/ContentGroups/Legislative_Action/111th_Congress1/Testimony7/PatentReformFinalConyersSmithLetter.pdf)

<sup>8</sup> Gohmert 議員(共、テキサス)、Jordan 議員(共、オハイオ)、King 議員(共、アイオワ)、Franks 議員(共、アリゾナ)、Poe 議員(共、テキサス)

<sup>9</sup> 賛成 220 対反対 175 投票結果: <http://clerk.house.gov/evs/2007/roll863.xml>

<sup>10</sup> 法案条文: [http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111\\_cong\\_bills&docid=f:s610is.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=f:s610is.txt.pdf)

第110議会においてKyl議員が提出した特許改革法案(S3600)。同法案は前議会において一度も審議されることなく廃案となっている。